

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用ください。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する

正解できた問題は○、一箇所でも間違えれば△、全部間違えれば×を記入するなど

2. ランク

各問題には、A B Cのランク付けがしてあります。

Aランク問題……Aランク問題は、主に基本問題です。学習項目の基本的な要件や計算パターンの確認をする問題になっています。確認ができれば、繰り返しの解き直しは不要です。

Bランク問題……Bランク問題は、主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。このBランク問題を確実に解ければ、合格レベルに到達できますので、復習などで繰り返し解くようにして下さい。

Cランク問題……Cランク問題は、主に応用問題です。本試験では、様々な形式での出題の可能性があります。非常に難易度の高い項目も出題されています。Cランクの問題は、様々な角度からの出題にも対応できる力を養う目的の問題ですから、Bランクの問題を完全にマスターしてから取り組むようにして下さい。

3. 標準時間

各問題には、標準時間が付されていますので、時間内に解答できるように努力しましょう。

4. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業の前までに必ず消化するようにしましょう。

5. 特に指示のないものについては、次の事項を前提として解答して下さい。

- ① 当課税期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- ② 会計帳簿による経理は、すべて消費税及び地方消費税込みの金額により処理されている。
- ③ 特に指示のない当課税期間中に行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が、また、輸出取引等については、その証明書類がそれぞれ適正に保存されている。
- ④ 特に指示のない課税期間については、すべて課税事業者該当しているものとする。

- ⑤ 特段、断りのないものについては、国内取引に該当するものとし、軽減対象課税資産の譲渡等に係る取引はないものとする。
- ⑥ 特段、断りのないものについては、国内事業者が行った取引であり、国内事業者は国外に支店等を有さないものとし、また、国外事業者は国内に支店等を有さないものとする。
- ⑦ 特段、断りのないものについては、課税売上げについては割戻し、課税仕入れについては積上げにより計算するものとし、「(消費税額等××円)」とされるかっこ内の金額については、適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書に記載された消費税額等(消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計額)であるものとする。
- ⑧ 特段、断りのないものについては、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額及び仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額については割戻しにより計算するものとする。
- ⑨ 特段、断りのないものについては、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについてはないものとする。
- ただし、該当する場合には、すべてその税額控除に関する経過措置の規定の適用を受ける旨を帳簿に記載しており、仕入税額控除の対象になるものとする。
- ⑩ 特段、断りのないものについては、消費税額等の記載のない適格簡易請求書の交付を受けた課税仕入れ及び帳簿のみの保存で仕入れに係る消費税額の控除の規定の適用を受ける課税仕入れはないものとする。

6. 問題集に掲載されている問題

- ①個別問題……………個別の論点を押さえるための基本問題となります。テキストを確認後、必ず解答をして下さい。消費税法の計算の基礎となるものですから、繰り返し解き直しを行いきましょう。
- ②総合問題……………個別の論点を中心とした総合問題となります。
- 初めて解答する際には、各回の論点の総まとめ問題として答案用紙を利用して納付税額まで解答して下さい。
- テキストの内容を理解し、個別問題で練習を積んでから解答を行いきましょう。
- また、総合問題は以前の学習項目をまとめて確認することができるので、定期的に解き直しを行うことで効率よく学習を進めることができます。
- なお、解き直しに当たっては納付税額まで解答する必要はありませんが、仮計表までを作成し時間を有効に利用して繰り返し解答を行って下さい。

個別問題編

問題 1 基本税額計算 1

ランク 標準時間
A 10分

次の各設問において、事業者の納付すべき又は還付される消費税額を、その計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、解答作成上、記入不要の部分には金額欄に「-」を記入しなさい。

また、計算にあたっては全額控除を前提とする。

適格請求書発行事業者に該当するものとして解答すること。

《設問 1》

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| (1) 商品売上高 | 293,500,000円 |
| (2) 商品仕入高 | 258,400,000円（消費税額等23,490,909円） |
| (3) 基準期間における課税売上高 | 250,000,000円 |

※ 設問 1 は次の解答欄をコピーしてご使用ください。

〔解 答 欄〕

《設問 1》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	円
	金 額	

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)	円
	金 額	

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程	(単位：円)	円
	金 額	

V 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	円
	金 額	

解 答 P. 76

《設問 2》

(1) 商品売上高	361,700,000円
(2) 商品仕入高	288,200,000円（消費税額等26,200,000円）
(3) 中間納付税額	980,000円
(4) 基準期間における課税売上高	340,000,000円

《設問 3》

(1) 商品売上高	266,400,000円（消費税額等24,218,181円）
(2) 商品仕入高	291,300,000円（消費税額等26,481,818円）
(3) 基準期間における課税売上高	230,000,000円

（注） 解答にあたっては、課税売上げ及び課税仕入れともに積上げにより計算するものとする。

《設問 4》

(1) 商品売上高	453,900,000円
(2) 商品仕入高	436,100,000円
(3) 中間納付税額	1,334,100円
(4) 基準期間における課税売上高	420,000,000円

（注） 解答にあたっては、課税売上げ及び課税仕入れともに割戻しにより計算するものとする。

※ 設問 2～4 は次の解答欄をコピーしてご使用ください。

〔解 答 欄〕

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

解 答 P. 77

問題 2 **基本税額計算 2**ランク 標準時間
A 7分

次の各設問において、事業者の納付すべき消費税額を、その計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、解答作成上、記入不要の部分には金額欄に「-」を記入しなさい。

また、計算にあたっては全額控除を前提とする。

適格請求書発行事業者に該当するものとして解答すること。

《設問 1》

1. 当課税期間の営業状況等は次のとおりである。

(1) 収入に関する事項

① 商品売上高	72,000,000円
② 役務収益	26,000,000円
③ 機械売却収入	50,000,000円

(2) 支出に関する事項

① 商品仕入高	40,000,000円（消費税額等3,636,363円）
② 消耗品費	600,000円（消費税額等54,545円）
③ 水道光熱費	1,000,000円（消費税額等90,909円）

2. 当課税期間の消費税の中間納付税額は2,643,300円である。

3. 当課税期間の基準期間における課税売上高は32,000,000円である。

《設問 2》

1. 当課税期間の営業状況等は次のとおりである。

(1) 収入に関する事項

① 商品売上高	62,000,000円
② 備品売却収入	1,500,000円

(2) 支出に関する事項

① 商品仕入高	41,000,000円（消費税額等3,727,272円）
② 広告宣伝費	1,200,000円（消費税額等109,090円）
③ 車両購入支出	3,600,000円（消費税額等327,272円）

2. 当課税期間の基準期間における課税売上高は9,000,000円である。

※ 設問 1、2 は次の解答欄をコピーしてご使用ください。

〔解 答 欄〕

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	円
金 額	円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	円
金 額	円

VI 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	円
金 額	円

解 答 P. 80

個別解答編

問題 1 基本税額計算 1

解答

《設問 1》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
250,000,000 > 10,000,000 ∴ 納税義務あり	

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
$293,500,000 \times \frac{100}{110} = 266,818,181 \rightarrow 266,818,000$	
	金額 266,818,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
$266,818,000 \times 7.8\% = 20,811,804$		20,811,804円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$23,490,909 \times 78\% = 18,322,909$	
	金額 18,322,909円

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$20,811,804 - 18,322,909 = 2,488,895 \rightarrow 2,488,800$	
	金額 2,488,800円

V 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
2,488,800		2,488,800円

《設問 2》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
340,000,000 > 10,000,000	∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
361,700,000 × $\frac{100}{110}$ = 328,818,181 → 328,818,000	
	金額 328,818,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
328,818,000 × 7.8% = 25,647,804		25,647,804円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
26,200,000 × 78% = 20,436,000	
	金額 20,436,000円

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)
25,647,804 - 20,436,000 = 5,211,804 → 5,211,800	
	金額 5,211,800円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
980,000		980,000円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
5,211,800 - 980,000 = 4,231,800		4,231,800円

《設問 3》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
$230,000,000 > 10,000,000$	∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
$266,400,000 - 24,218,181 = 242,181,819 \rightarrow 242,181,000$	
	金額 242,181,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
$24,218,181 \times 78\% = 18,890,181$		18,890,181円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$26,481,818 \times 78\% = 20,655,818$	
	金額 20,655,818円

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$20,655,818 - 18,890,181 = 1,765,637$ (還付)	
	金額 1,765,637円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
		— 円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
		— 円

《設問 4》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
420,000,000 > 10,000,000	∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
453,900,000 × $\frac{100}{110}$ = 412,636,363 → 412,636,000	
	金額 412,636,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
412,636,000 × 7.8% = 32,185,608		32,185,608円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
436,100,000 × $\frac{7.8}{110}$ = 30,923,454	
	金額 30,923,454円

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)
32,185,608 - 30,923,454 = 1,262,154 → 1,262,100	
	金額 1,262,100円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
1,334,100		1,334,100円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
1,334,100 - 1,262,100 = 72,000 (還付)		72,000円

問題 2 基本税額計算 2

解答

《設問 1》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
32,000,000 > 10,000,000	∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
72,000,000 + 26,000,000 + 50,000,000 = 148,000,000	
$148,000,000 \times \frac{100}{110} = 134,545,454 \rightarrow 134,545,000$	金額 134,545,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
$134,545,000 \times 7.8\% = 10,494,510$	10,494,510円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$3,636,363 + 54,545 + 90,909 = 3,781,817$	
$3,781,817 \times 78\% = 2,949,817$	金額 2,949,817円

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$10,494,510 - 2,949,817 = 7,544,693 \rightarrow 7,544,600$	
	金額 7,544,600円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
2,643,300	2,643,300円

VI 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
$7,544,600 - 2,643,300 = 4,901,300$	4,901,300円

《設問 2》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
9,000,000 ≤ 10,000,000	
適格請求書発行事業者に該当する	∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
62,000,000 + 1,500,000 = 63,500,000	
$63,500,000 \times \frac{100}{110} = 57,727,272 \rightarrow 57,727,000$	金額 57,727,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
$57,727,000 \times 7.8\% = 4,502,706$		4,502,706円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$3,727,272 + 109,090 + 327,272 = 4,163,634$	
$4,163,634 \times 78\% = 3,247,634$	金額 3,247,634円

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$4,502,706 - 3,247,634 = 1,255,072 \rightarrow 1,255,000$	
	金額 1,255,000円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
		— 円

VI 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
1,255,000		1,255,000円